

テールゲートリフター特別教育の 開講準備中！（9月上旬予定）

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

日程につきましては決定次第ホームページ上で公開いたします

令和6年2月1日以降は、下記カリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業をおこなうことができなくなります。

労働安全衛生規則等の一部改正内容

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用した荷を積み卸す作業において、労働者がテールゲートリフターの機能や危険性を十分に認識していないことにより、テールゲートリフター使用時の労働災害が発生していることから、荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となります。



☑ カリキュラム（計6時間）

内容		時間	料金
学科	テールゲートリフターに関する知識	1.5h	¥ 16,000 (教本代、税込)
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0h	
	関係法令	0.5h	
実技	テールゲートリフターの操作の方法について	2.0h	

出張講習もご相談ください！

開催条件：10名以上の受講者がいること・お客様の機械を活用可能であること

株式会社PCT 茨城教習所

霞ヶ浦コース 〒300-0136 茨城県かすみがうら市戸崎2328

☎ 029-828-2370 📠 029-828-2369

水戸コース 〒311-0102 茨城県那珂市向山1269-1

☎ 029-352-0285 📠 029-352-0286

最新情報はこちら

